# 平成24年度事業報告書
（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

平成24年度は、公益財団法人認定後、２年を迎え、暴力団等の不当要求から県民を守り、「暴力団のいない安全で安心な佐賀」を実現するため、警察、弁護士会等と緊密に連携し、より効果的な組織運営を図りつつ、暴力団排除の広報・啓発活動や暴力追放相談活動等を重点とした事業の推進を図った。

## １　暴力団に係る問題を抱える者に対する相談、助言等の支援事業（公益目的事業１）

### (1)　暴力団等に関するあらゆる問題に対する相談事業（定款第4条第1項第3号）

#### ア　暴力追放相談委員の委嘱

平成23年４月１日から２年間委嘱している。委嘱状況は次表のとおり。

| 区　分 | 弁護士 | 少年指導委員 | 元保護司 | 警察ＯＢ | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人　員 | 22 | 1 | 1 | 4 | 28 |

#### イ　暴力追放相談の状況

(ｱ)　相談件数

平成24年４月１日から平成25年３月31日までの相談件数は194件（前年比－40件）であった。

減少要因は、平成23年度12月から翌３月（平成24年１月１日、佐賀県暴力団排除条例施行前後）と比較し、平成24年12月から翌年３月までの相談件数が減少（前年度比－43件）したことによる。

＜平成23年度・平成24年度月別相談受理件数対比表＞

| 年度＼月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H24年度 | 26 | 12 | 23 | 15 | 16 | 20 | 23 | 12 | 12 | 11 | 14 | 10 | 194 |
| H23年度 | 12 | 15 | 14 | 17 | 23 | 24 | 21 | 18 | 30 | 25 | 19 | 16 | 234 |

※単位は件数

＜平成24年度「相談別詳細」＞

| 相 談 種 別 | 平24年度 | 対前年比 |
|---|---|---|
| 暴力団対策法第９条（暴力的要求行為） | 9 | −10 |
| 　人の弱みにつけ込む金品等要求行為 | (1) | (±0) |
| 　不当贈与要求行為 | (8) | (−1) |
| 　不当下請等要求行為 | | (−1) |
| 　高利債権取立行為 | | (−3) |
| 　不当債権免除要求行為 | | (−1) |
| 　因縁を付けての金品等要求行為 | | (−2) |
| 　不当許認可等要求行為 | | (−2) |
| 離脱・勧誘・加入強要に関する相談 | 3 | −5 |
| 暴力団事務所等に係る相談 | 3 | −7 |
| 民事訴訟に係る相談 | 3 | 1 |
| 刑罰法令に該当する行為等に関する相談 | 16 | 5 |
| 暴力団対策法に関する相談 | 14 | 4 |
| その他の暴力関係相談 | 146 | −20 |
| 合　　計 | 194 | −40 |

(ｲ)　相談対応別比率

| 区 分 | 面　談 | 電　話 | 文　書 |
|---|---|---|---|
| 比 率 | 52.0% | 46.0% | 2.0% |

(ｳ)　主な相談事例

○　マンションからの暴力団事務所の撤去支援
○　暴力団からの離脱と社会復帰相談
○　えせ政治団体等からの高額図書の購入要求への対応など

#### ウ　佐賀県民事介入暴力事案対策協議会（三者協議会）の活動状況

平成11年10月、民事介入暴力事案の複雑・多様化に対応して適正かつ迅速な解決を図

るため、県警察、県弁護士会、暴追センターの三者が協定を取り交わし「佐賀県民事介入暴力事案対策協議会」（いわゆる「三者協議会」）を設置。

平成24年度中、２か月に１回の頻度で６回開催(4/13,7/4,8/29,10/31,1/10,4/17)し、民事介入暴力事案等に関する意見及び情報交換を行った。

エ　特別暴力相談日(毎月第２木曜日)の開設状況

毎月第２木曜日、暴追センター内に、暴力追放相談委員の弁護士、警察、暴追センターの三者で「無料特別相談所」を開設した。

主な相談事例は

暴力団関係店舗からの退職問題、風俗店の家賃滞納等相談、祭礼行事等からの夜店・屋台等の出店の健全化など

であった。

暴追センターでは、広く県民の皆様に、「特別暴力相談日」の周知を図るため、機関誌「暴追さが第20号」等に掲載し、各警察署・関係機関等に配布するとともに、各種会議等において広報等に努めた。

また、「佐賀新聞」記事下広告欄に毎月、「特別暴力相談日」の紹介広報文を掲載した。

オ　暴力追放相談委員連絡会の開催

その他、毎月第２木曜日(特別相談日)に、暴追センターにおいて、センター職員と暴力追放相談委員の少年指導委員、元保護司との情報交換等を図るため、「暴力追放相談委員連絡会」を開催した。

(2)　少年に対する暴力団の影響排除のために行う生活指導、助言等の支援事業(定款第4条第1項第4号)

ア　少年指導委員研修会の開催・講話

５月28日(月)、県警察本部別館会議室において警察本部少年課と「少年指導委員研修会」を共催、暴追センターからは少年指導委員30名を対象に、小冊子「少年に対する暴力団の影響を排除するための方策等」を配布して、講話を行った。

イ　風俗営業管理者講習会での講話

７月から９月にかけて、風俗環境浄化協会が県下４地区で６回にわたり開催した「風俗営業管理者講習会」に講師として出席し、合計89名に対し、暴力団情勢や少年に対する暴力団の影響排除のための講話を行い、暴力団排除等の協力を要請した。

(3)　不当要求情報管理機関に対する資料提供・助言等の支援事業(定款第4条第1項第8号)

ア　不当要求情報管理機関等連絡会の開催

11月19日(月)、警察本部別館２階会議室において、国家公安委員会登録の不当要求情報管理機関(競艇保安協会、競馬保安協会、日本証券業協会)と警察、暴追センターの一層の連携と暴力団排除対策等の情報交換を行うため、第２回の連絡会を開催した。

イ　不当要求情報管理機関への援助

なお、不当要求情報管理機関の実務担当者との間では、随時、緊密に連携し、暴力団排除に関する資料の提供や情報交換等を行った。

２　暴力団離脱希望者や暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業(公益目的事業２)

(1)　暴力団離脱等に関する相談状況(定款第4条第1項第5号)

平成24年度中の暴力団離脱に関する相談は４件であった。

(2)　暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催(前 同)

11月28日(水)、佐賀市天神二丁目アバンセ佐賀において「平成24年度佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を開催し、関係機関・団体相互の情報交換や事例紹介、暴力団離脱者の社会復帰の現状と対策等について協議した。

なお、今回もオブザーバーとして県弁護士会民暴委員会、特定非営利活動法人就労支援事業者機構、社会復帰受け皿企業の各代表、暴力追放相談委員等が出席し、事例紹介等を行った。

(3)　社会復帰受入事業所の状況(前 同)

暴力団からの離脱促進と就労支援を進めるため、社会復帰(就労)に関する事業に賛同する事業所の拡大を図ったところ、平成24年度、新たに５事業所の賛同を得、受入登録・賛

同事業所は13事業所となった。

(4)　暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給等の犯罪被害者支援事業
(定款第4条第1項第9号)

○　見舞金等の支給
　対象事案なし

(5)　暴力団事務所撤去運動に伴う資金的支援事業 (定款第4条第1項第6号)

ア　緊急対策基金の状況

○　受入　　平成25年３月11日　佐賀県遊技協同組合　30万円　ほか１件

○　現残高　　5,325万5,451円(平成25年３月31日現在)

イ　資金支援

　対象事案なし

(6)　暴力団事務所撤去運動に伴う支援事業(差止請求関係業務) (前 同)

平成25年１月30日、暴力団対策法の一部が改正施行され、都道府県暴力追放運動推進センターが行う事業に、暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止することが追加されたことから、以下の所要の手続き等を行った。

○　平成25年２月28日　適格都道府県センターの認定(国家公安委員会)

○　〃　３月22日　事業変更の認定(佐賀県知事)

○　〃　４月１日　定款等登記完了

(7)　民間の暴力団排除に対する支援(暴力団排除宣言の支援) (定款第4条第1項第2号)

県警本部において、県内を代表する大手商業施設16事業者による「暴力団排除宣言式」が行われ、当センター理事長が出席し、「暴力団等排除」を要請するとともに、暴排への取り組みを支援することとした。

| | |
|---|---|
| ○　日時・場所<br>平成24年９月20日(木)　午後１時30分<br>佐賀県警察本部別館２階会議室<br>○　参加者<br>・大手商業施設16事業者代表<br>・佐賀県警察本部<br>・佐賀県暴力追放運動推進センター | ○　式次第<br>・開　式<br>・刑事部長あいさつ<br>・「暴力団等排除要請書」交付(理事長)<br>・「暴力団等排除宣言」決意表明<br>・特別講話<br>県警察本部組織犯罪対策課課長補佐 |

(8)　民間の暴力団排除に対する講師派遣、活動助成金支給事業 (定款第4条第1項第2号)

ア　各種協議会、研修会等への講師派遣等

| 区　分 | 暴追・暴排協議会出　席 | | | 研修会等への出席・講師派遣等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 行　政 | | | 企 業 等 | | |
| | 団体数 | 回 数 | 人 員 | 機関数 | 回　数 | 人　員 | 事業数 | 回数 | 人　員 |
| 回数・人員等 | 22 | 28 | 839 | 5 | 5 | 110 | 18 | 18 | 1,821 |

＜協議会等への出席＞

| No. | 開催月日 | 暴追・暴排協議会名称 | 人　員 |
|---|---|---|---|
| 1 | ４月23日 | 暴力追放公共企業体等佐賀地区連絡協議会 | 38 |
| 2 | ５月16日 | 佐賀県銀行警察連絡協議会 | 21 |
| 3 | ６月５日 | 佐賀県証券警察連絡協議会 | 13 |
| 4 | ６月６日 | 生保・警察連絡協議会 | 26 |
| 5 | ７月11日 | 暴力追放公共企業体等伊万里・西松浦地区連絡協議会 | 23 |
| 6 | ７月17日 | 暴力追放公共企業体等鳥栖地区連絡協議会 | 23 |
| 7 | ７月20日 | 佐賀県企業防衛対策協議会 | 37 |
| 8 | ７月24日 | 佐賀県建設業暴力追放対策協議会 | 16 |
| 9 | ７月24日 | 暴力追放公共企業体等唐津・東松浦地区連絡協議会 | 25 |
| 10 | ７月26日 | 暴力追放公共企業体等武雄・鹿島・杵藤地区連絡協議会 | 24 |
| 11 | ７月27日 | 佐賀県えせ同和行為対策関係機関連絡会 | 10 |
| 12 | ８月20日 | 佐賀県ＪＡ共済暴力対策連絡協議会 | 23 |
| 13 | ８月28日 | 佐賀県宅地建物取引業暴力防犯対策協議会役員会 | 19 |
| 14 | ９月28日 | 暴力追放公共企業体等暴追公企業体等佐賀地区連絡協議会実務担当者会議 | 19 |
| 15 | 10月22日 | ＪＡバンク佐賀反社会的勢力・防犯対策協議会 | 33 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 16 | 11月５日 | 日本たばこ産業福岡支店佐賀エリア企業研修 | 20 |
| 17 | 11月12日 | 県建設業暴力追放対策佐賀地区協議会 | 9 |
| 18 | 11月13日 | 九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会 | 39 |
| 19 | 11月14日 | 佐賀県証券警察連絡協議会 | 23 |
| 20 | 11月15日 | 佐賀県損害保険防犯対策協議会 | 26 |
| 21 | 11月26日 | 県建設業暴力追放対策鳥栖地区協議会 | 19 |
| 22 | 11月29日 | 西日本高速道路（株）不当要求防止等対策連絡会 | 34 |
| 23 | ２月６日 | 佐賀県暴力団排除関係機関・団体連絡協議会 | 130 |
| 24 | ２月７日 | 佐賀県ＪＡ共済暴力対策連絡協議会実務担当者東部ブロック会議 | 55 |
| 25 | ２月12日 | 平成24年度第２回暴追公企業体等佐賀地区連絡協議会実務担当者会議 | 28 |
| 26 | ２月19日 | 佐賀県ＪＡ共済暴力対策連絡協議会実務担当者西部ブロック会議 | 41 |
| 27 | ２月26日 | 佐賀県ＪＡ共済暴力対策連絡協議会実務担当者北部ブロック会議 | 42 |
| 28 | ３月７日 | 佐賀県銀行警察連絡協議会運営委員会 | 23 |
| | | 合　計 | 839 |

＜その他研修会への出席等＞

| №. | 開催月日 | 会議･研修会名称等 | 人　員 |
|---|---|---|---|
| 1 | ５月30日 | 神崎地区安全運転管理者協議会等講演 | 70 |
| 2 | ６月５日 | 小城建設業協会講演 | 15 |
| 3 | ６月６日 | 佐賀地方法務局研修会 | 13 |
| 4 | ６月８日 | 佐賀県産業廃棄物協会研修会 | 150 |
| 5 | ６月11日 | 県・市福祉事務所新任生活保護担当職員等研修会 | 30 |
| 6 | ６月18日 | ＪＡバンク佐賀反社会的勢力・防犯対策実務担当者会（鹿島・武雄・白石地区） | 73 |
| 7 | ６月20日 | 風俗営業管理者講習(佐賀地区) | 33 |
| 8 | ７月５日 | 西日本高速道路不当要求排除訓練会 | 32 |
| 9 | ７月11日 | 佐賀森林管理署不当要求防止講習会 | 20 |
| 10 | ７月12日 | 株式会社大林組研修会 | 27 |
| 11 | ７月26日 | 小城市教育委員会職員研修会 | 30 |
| 12 | ７月27日 | 風俗営業管理者講習(武雄地区) | 34 |
| 13 | ８月６日 | 風俗営業管理者講習(佐賀地区) | 22 |
| 14 | ８月７日 | 佐賀県銀行警察連絡協議会運営委員会 | 22 |
| 15 | ８月30日 | 佐賀県医師会安全対策医療従事者研修会 | 950 |
| 16 | ９月４日 | 佐賀日産自動車(株)営業責任者研修会 | 26 |
| 17 | ９月12日 | 株式会社ミゾタ工事部安全会議研修会 | 35 |
| 18 | ９月13日 | 県警察組織犯罪対策専科教養 | 17 |
| 19 | ９月25日 | 佐賀信用金庫役職員研修会 | 28 |
| 20 | 10月20日 | 佐賀西信用組合コンプライアンス役員研修会 | 94 |
| 21 | 11月９日 | 佐賀県損害保険代理業協会会員セミナー | 70 |
| 22 | 11月21日 | 伊万里地区安全運転管理者協議会事業主懇談会 | 70 |
| 23 | １月24日 | 社会医療法人謙仁会グループ不当要求対応研修会 | 70 |
| | | 合　計 | 1,931 |

イ　活動助成金支給

平成24年度に暴排組織が行う活動に対する助成金の支給はなかった。

３　暴力団追放に関する研修、講習による専門的知識、技能の普及や人材の育成事業(公益目的事業３)

(1)　少年指導委員に対する研修事業（定款第4条第1項第10号）

○　少年指導委員研修会の開催(前掲)

・日　時　平成24年５月28日(月)

・場　所　県警察本部別館１階会議室において開催

・出席者　少年指導委員30名参加

・内　容　暴追センターから「少年に対する暴力団の影響を排除するための方策等」教示

(2)　不当要求防止責任者講習事業(定款第4条第1項第7号)

「不当要求防止責任者講習」については、県公安委員会から委託を受け実施している。

平成24年度は佐賀、鳥栖、唐津、武雄の４会場等において合計26回、784人を対象に実施した。受講者は、講習開設(平成４年)以来、8,877人を数えている。

実施に当たっては、講習には、警察本部組織犯罪対策課暴排係員（毎回）や弁護士会民暴弁護士による講義（年間５回）等を組み入れ、ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用してのロールプレーイング等を実施した。

＜不当要求責任者講習実施状況＞

| №. | 開催月日 | 曜 | 講習会場・研修会等 | | 人 員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 5月25日 | 金 | 佐賀市 | 県経営支援本部法務課主催不当要求防止講習会 | 22 |
| 2 | 5月28日 | 月 | 武雄市 | 「武雄市文化会館」 | 19 |
| 3 | 5月31日 | 木 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 46 |
| 4 | 6月11日 | 月 | 佐賀市 | 県・市福祉事務所新任生活保護担当職員不当要求研修会 | 32 |
| 5 | 6月12日 | 火 | 鳥栖市 | 「サンメッセ鳥栖」 | 17 |
| 6 | 6月20日 | 水 | 唐津市 | 高齢者ふれあい会館りふれ」 | 23 |
| 7 | 7月18日 | 水 | 佐賀市 | ＪＡバンク佐賀 不当要求暴排責任者講習会（佐賀. 小城地区） | 47 |
| 8 | 7月20日 | 金 | ◎佐賀市 | 「アバンセ」 | 41 |
| 9 | 7月31日 | 火 | ◎鳥栖市 | 「サンメッセ鳥栖」 | 32 |
| 10 | 8月10日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 23 |
| 11 | 8月23日 | 金 | 神埼市 | ＪＡバンク佐賀 不当要求暴排責任者講習会（神埼. 鳥栖地区） | 39 |
| 12 | 8月27日 | 月 | ◎武雄市 | 「武雄市文化会館」 | 61 |
| 13 | 9月 6日 | 木 | 唐津市 | ＪＡバンク佐賀 不当要求暴排責任者講習会（唐津. 伊万里地区） | 45 |
| 14 | 9月11日 | 火 | ◎唐津市 | 「高齢者ふれあい会館りふれ」 | 62 |
| 15 | 9月21日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 30 |
| 16 | 9月26日 | 水 | 佐賀市 | 国土交通省佐賀国道工事事務所管内職員不当要求防止研修会 | 13 |
| 17 | 10月 5日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 29 |
| 18 | 10月16日 | 火 | 大町町 | ＪＡバンク佐賀 不当要求暴排責任者講習会 （鹿島・武雄・白石地区） | 53 |
| 19 | 10月26日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 37 |
| 20 | 11月 6日 | 火 | 鳥栖市 | 「サンメッセ鳥栖」 | 14 |
| 21 | 11月16日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 9 |
| 22 | 12月 7日 | 金 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 25 |
| 23 | 12月17日 | 月 | 武雄市 | 「武雄市文化会館」 | 20 |
| 24 | 1月18日 | 金 | 唐津市 | 「高齢者ふれあい会館りふれ」 | 5 |
| 25 | 1月29日 | 火 | 佐賀市 | 「アバンセ」 | 29 |
| 26 | 2月28日 | 金 | ◎佐賀市 | 「アバンセ」 | 11 |
| | | | | 合　　計 | 784 |

※凡例：◎は弁護士講話

＜受講者の職業別状況＞

| 業 種 | 鉱・製造業 | 建設・不動産 | 電気・運輸業 | 卸売・小売業 | 一般飲食店 | 料飲・風営店 | 金融・保険業 | 旅館・ホテル | サービス業 | パチンコ店 | 公務員 | その他 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人 員 | 34 | 84 | 29 | 50 | 12 | 0 | 96 | 7 | 294 | 23 | 121 | 34 | 784 |

４　暴力追放に関する知識の普及、暴力追放意識を高揚するための広報啓発事業（公益目的事業４）

(1)　暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及を図るために行う広報啓発事業及び暴力追放県民大会の開催（定款第4条第1項第1号）

ア　各種広報媒体による広報

○　ポスター掲示等による広報

| | |
|---|---|
| ・暴力追放ポスター | 800部 |

○　チラシ、広報資料等の購入・作成配布

| | |
|---|---|
| ・機関誌「暴追さが」（第20号） | 5,000部 |
| ・会報「暴追さが」（№.６から№.７） | 200部 |
| ・暴力団情勢と対策 | 2,000部 |
| ・責任者講習教本 | 850部 |
| ・行政対象・企業対象暴力の現状と対策 | 1,500部 |
| ・その他暴力団社会復帰・少年の加入阻止、不当要求防止等チラシ | |

○　その他啓発ビデオ等の活用

講習会・研修会や各種会合等において、暴力追放啓発ビデオ、ＤＶＤ等を積極的に活用するとともに、貸し出し等を行い暴排意識を高揚した。

イ　平成24年「地域安全・暴力追放県民大会」の開催

○　日　時　　10月12日(金)

○　場　所　　佐賀市東与賀町文化ホールにおいて

○　主　催　　佐賀県暴力追放運動推進センター、佐賀県防犯協会

○　後　援　　佐賀県、佐賀県警察、全国暴力追放運動推進センター、全国防犯協会連合会

○　参加人員　約500人

| | |
|---|---|
| 主な行事内容等 | ◇　表　彰　　暴力追放功労　３団体、１個人を表彰<br>◇　講　演　　演題「暴力団対策法の変遷」　講師　弁護士　井上 和弘 氏<br>◇　アトラクション　佐賀県警察音楽隊演奏<br>◇　大会宣言　暴力団排除組織の代表者による暴力追放の決意宣言<br>◇　相談コーナーの設置　特別暴力相談、少年・女性被害者相談コーナーの開設 |

なお、本大会に向け、広報ポスターを県下各関係箇所に掲示し、また、大会参加者には「暴追さが」「暴追チラシ」等を配布し、広報活動を行った。

(2)　暴力団員に関する調査研究活動(定款第4条第1項第11号)

ア　暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査の実施

平成24年度も、不当要求防止責任者講習を受講された方に協力をいただき「暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査」を複数回答方式で実施。

・回答者　771名　うち不当要求を受けたことが「ある 141名」「ない 630名」

要求への対応は、対象者の反応等の調査結果を各種研修会や講習会等で紹介し、「毅然と対応」することの重要性を訴えた。

＜アンケート調査結果集約表＞

| 調査項目 | 不当要求を受けたことは | | 要求への対処は？ | | | 要求の対象者は？ | | | 対象者の反応は？ | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ある | ない | 拒否した | 一部応じた | 全面的に応じた | 暴力団・暴力団関係者 | えせ右翼・えせ同和等 | その他不明 | 引き下がった | 嫌がらせを受けた | 人的物的危害を受けた | その他 |
| | 18.3% | 81.7% | 87.2% | 9.9% | 2.9% | 12.9% | 63.8% | 23.3% | 74.8% | 11.4% | 2.4% | 11.4% |

イ　全国・九州ブロック研修会等への参加

全国暴力追放運動推進センターや九州ブロック暴力追放運動推進センター等主催の研修会・研究会に担当者が出席し、各都道府県推進センター職員との情報交換等を行い、事業活動に反映させた。

○ 平成24年６月25日　九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会(鹿児島県)

○ 平成24年７月18日　全国暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修会(東京都)

○ 平成24年10月30日　暴力団排除対策に係る管区別研修会（福岡市)

○ 平成24年11月２日　民事介入暴力対策熊本大会（熊本県)

○ 平成25年２月19日　全国暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長会議(東京都)

○ 平成25年２月22日　九州ブロック民暴研究会(福岡県)

平成24年度事業報告附属明細書

平成24年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成25年５月
公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター